

事務連絡
令和5年12月26日

各都道府県・指定都市
教育委員会
各都道府県
私立学校主管課
こども政策主管課
少子化対策主管課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
地方公共団体学校教育事務担当課

御中

こども家庭庁長官官房少子化対策室
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局成育環境課
文部科学省総合教育政策局政策課
文部科学省総合政策教育局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局教育課程課

乳幼児触れ合い体験の推進について

平素より、こどもまんなか社会の実現及び少子化対策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和5年12月22日に、こども施策に関する基本的な方針や重要事項並びにこども施策を推進するために必要な事項について定めた「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱においては、ライフステージ別の重要事項として、学童期・思春期に、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などの創出をすることとしています。

また、同日に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」（以下、「はじめの100か月の育ちビジョン」という。）においては、自身の育ちを支えられた者が次代のこどもの育ちを支える好循環を生み出すためにも、ライフイベントの多様性を尊重しつつ、全ての人が学童期・思春期・青年期から、教育機関や地域において、乳幼児の育ちや子育てについて学んだり、乳幼児と関わったりする体験ができる機会を保障することとしています。

少子化が進行し、普段の生活で乳幼児と触れ合う機会が減少しているとの指摘もある中、乳幼児触れ合い体験は、こども・若者にとって、こどもを生み育てることや家族を持つことがイメージできる貴重な機会となります。

つきましては、平成 29 年 1 月 11 日付け事務連絡でも通知していますが、改めて各都道府県におかれては、乳幼児触れ合い体験に関する内容が、こども大綱、はじめの 100 か月の育ちビジョン及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）に基づく行動計画策定指針に盛り込まれていること並びに中学校及び高等学校学習指導要領の記載も踏まえ、関係部局で連携を図りながら、乳幼児触れ合い体験を積極的に実施していただくようお願いいたします。

また、平成 30 年 10 月 1 日に改正された「児童館ガイドライン」においても、乳幼児親子と中学生及び高校生世代をともに利用の対象としている児童館において、乳幼児触れ合い体験の取組に努めるよう定めていますので、関係者への周知を併せてお願いいたします。

なお、実施に当たっては、特定の価値観を押し付けることや、プレッシャーを与えることのないよう十分に留意していただくほか、こどもの意見を聴き、その声を体験内容に反映させるなど、こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 11 条（別添参照）に基づいた取組となるようご協力をお願いいたします。

併せて、各都道府県におかれては、貴管内の市区町村に対して、本事務連絡について周知いただくとともに、貴管内の市区町村において、乳幼児触れ合い体験が実施されるよう、必要な支援等を行っていただくようお願いいたします。

記

1 乳幼児触れ合い体験の位置付け等について

(1) こども大綱

こども施策に関するライフステージ別の重要事項として、成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育として、乳幼児触れ合い体験に関する内容が盛り込まれています。（別添参照）

(2) はじめの 100 か月の育ちビジョン

こどもの育ちを切れ目なく支えるとともに、保護者・養育者を支援・応援する観点から、全ての人が乳幼児の育ちや子育てについて学ぶことや、乳幼児と関わる体験の重要性に関する内容が盛り込まれています。（別添参照）

(3) 次世代法

次世代法第 7 条第 1 項の規定に基づく行動計画策定指針において、乳幼児触れ合い体験に関する内容が盛り込まれています。（別添参照）

(4) 学習指導要領

中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領において、幼児及び乳幼児との触れ合い体験に関する内容が盛り込まれています。(別添参照)

(5) 児童館ガイドライン

子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解することが期待できるため、中学生及び高校生世代等が乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組に関する内容が盛り込まれています。(別添参照)

2 乳幼児触れ合い体験の推進のための取組について

都道府県及び市区町村においては、関係する部局が連携し、乳幼児触れ合い体験を推進することが重要です。具体的には、こども政策・少子化対策等の担当部局が中心となつて、地域の実情に応じ、学校をはじめとする様々な関係機関が協力して取り組む体制を構築することが重要と考えられます。

例えば、子育て支援を担当する課において、地域で乳幼児触れ合いにつながる体験活動の場を設け、学校を通じて情報提供をするなどし、中学校や高等学校の生徒が、授業内での体験にとどまらず、希望に応じて参加できるようにすることも効果的であると考えられます。

さらに、乳幼児親子の参加を得るためには、地域子育て支援拠点や児童館等の利用者に直接働きかけを行うほか、母子保健事業(乳幼児健診等)等と連携し、参加者を確保するための取組を行うことも効果的と考えられます。

3 地域少子化対策重点推進交付金について

都道府県及び市区町村は、乳幼児触れ合い体験を実施する場合にもこども家庭庁の地域少子化対策重点推進交付金を活用(委託料や講師謝金、会場使用料、消耗品費、ボランティア保険料等が対象経費)することが可能です。(別添参照)

なお、令和5年11月29日に成立した令和5年度補正予算において、乳幼児ふれあい体験事業については本交付金の重点メニューと位置づけており、補助率を一般の事業より高く設定しています。

【参考】

こども家庭庁ホームページ

(こども大綱関係)

URL : <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou/>

(はじめの100か月の育ちビジョン関係)

URL : https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo_sodachi/

(地域少子化対策重点推進交付金関係)

URL : <https://www.cfa.go.jp/policies/shoushika/koufukin/>

(児童館関係)

URL : <https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/jidoukan/>

4 留意点

(1) 子育て支援団体等との連携

乳幼児触れ合い体験の実施に当たっては、地域の乳幼児親子と関わりのある子育て支援団体等と協力することも重要であり、また、乳幼児触れ合い体験のノウハウを活用し、子育て支援団体等に業務を委託し実施する方法も考えられます。

(2) 乳幼児の安全確保

乳幼児触れ合い体験を実施する際、乳幼児の抱き方や保育所等における行動の注意点等を事前に生徒に周知するなど、乳幼児の安全を確保することが必要です。

(3) 生徒への配慮

乳幼児触れ合い体験の実施に当たっては、生徒の個別の事情に配慮するとともに、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることのないよう留意することが必要です。

【資料】

別添 関連資料

【本件の問い合わせ先】

こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）付少子化対策室

少子化対策調整係 電話：03-6860-0142

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

指針係 電話：03-6861-0059

こども家庭庁成育局成育環境課

健全育成係 電話：03-6861-0303

文部科学省総合教育政策局政策課

企画調整係 電話：03-6734-2641

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

男女共同参画企画係 電話：03-6734-3268

文部科学省初等中等教育局教育課程課

教育課程総括係 電話：03-6734-2073

関連資料

- 1 こども基本法（抄） . . . 2
- 2 こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）（抄） . . . 2
- 3 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）（令和5年12月22日閣議決定）（抄） . . . 3
- 4 次世代育成支援対策推進法第七条第一項に基づく行動計画策定指針（抄） . . . 4
- 5 中学校学習指導要領（抄） . . . 4
- 6 高等学校学習指導要領（抄） . . . 5
- 7 児童館ガイドライン . . . 7
- 8 地域少子化対策重点推進交付金について . . . 8

1 こども基本法（令和4年法律第77号）（抄）

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）（抄）

第3 こども施策に関する重要事項

2 ライフステージ別の重要事項

（2）学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期である。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付ける。学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要である。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期である。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもある。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないよう支えていくことが望まれる。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組む。

（成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育）

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達 の程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進する。

こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図る。金融経済教育の機会の提供に向けた取組を推進するための体制を

整備し、金融経済教育の更なる充実を通じて、こども・若者の金融リテラシーの向上に取り組む。

様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組む。

こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進する。職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用する。こども・若者の自己実現につながる働き方の選択等に資するよう、高校等における労働関係法令の教育の支援に取り組む。社会保障の意義や仕組みを理解し、必要な制度を活用できるようにするとともに、変化する社会における社会保障について当事者意識を持てるようにするため、社会保障教育の取組を一層推進する。

3 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

(はじめの100か月の育ちビジョン)(令和5年12月22日閣議決定)(抄)

2. 幼児期までのこどもの育ちの5つのビジョン

(3)「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

○また、こどもは、「誕生前から幼児期まで」の時期を経て、学童期、思春期、青年期と切れ目なく育っていき、かつて自身の育ちを支えられた者が、様々な立場で次代のこどもの育ちを支えるという循環が続いていく。このような好循環を生み出すためにも、ライフイベントの多様性を尊重しつつ、全ての人が、学童期・思春期・青年期から、教育機関や地域において、乳幼児の育ちや子育てについて学んだり、乳幼児と関わったりする体験ができる機会が重要である。これにより、こどもも「こどもまんなか社会」のづくり手であるという自覚を持つようになる。

(4) 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

(保護者・養育者が支援・応援につながるための工夫)

○保護者・養育者支援のための制度やサービスは、必要としている人が必要なタイミングでつながることができなければ意味をなさない。また、制度やサービスの存在を知らない、支援・応援を受けることへの躊躇や偏見がある、自身の状況を説明することが困難であるなど、支援・応援へのつながりを阻むハードルがあることも考慮する必要がある。全ての保護者・養育者が必要な支援・応援につながるができるよう、こども同士がつながる身近な場所等も活用して、少しでも多くの保護者・養育者との

接点をつくり出し、量的な保障も含めて、これらの支援・応援を切れ目なく、ひとしく保障することが重要である。

- このような観点から、ライフイベントの多様性を尊重しつつ、全ての人が、学童期・思春期・青年期から、教育機関や地域において、乳幼児の育ちや子育てについて学んだり、乳幼児と関わったりする体験ができる機会を保障していくべきである。

4 次世代育成支援対策推進法第七条第一項の規定に基づく行動計画策定指針（平成 26 年 11 月 28 日内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号）（抄）

四 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項

1 市町村行動計画

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

ア 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進することが必要である。

また、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めることが必要である。

特に、中学生、高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館、乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進することが必要である。

5 中学校学習指導要領（平成 29 年告示）（抄）

第 2 章 各教科

第 8 節 技術・家庭

[家庭分野]

2 内容

A 家族・家庭生活

(1) 自分の成長と家族・家庭生活

ア 自分の成長と家族や家庭生活との関わりが分かり、家族・家庭の基本的な機能について理解するとともに、家族や地域の人々と協力・協働して家庭生活を営

む必要があることに気付くこと。

(2) 幼児の生活と家族

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 幼児の発達と生活の特徴が分かり、子供が育つ環境としての家族の役割について理解すること。

(イ) 幼児にとっての遊びの意義や幼児との関わり方について理解すること。

イ 幼児とのよりよい関わり方について考え、工夫すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の「A家族・家庭生活」については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ (2)については、幼稚園、保育所、認定こども園などの幼児の観察や幼児との触れ合いができるよう留意すること。アの(ア)については、幼児期における周囲との基本的な信頼関係や生活習慣の形成の重要性についても扱うこと。

6 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）（抄）

第2章 各学科に共通する各教科

第9節 家庭

第1 家庭基礎

2 内容

A 人の一生と家族・家庭及び福祉

(2) 青年期の自立と家族・家庭

ア 生涯発達の視点で青年期の課題を理解するとともに、家族・家庭の機能と家族関係、家族・家庭生活を取り巻く社会環境の変化や課題、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深めること。

イ 家庭や地域のよりよい生活を創造するために、自己の意思決定に基づき、責任をもって行動することや、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考察すること。

(3) 子供の生活と保育

ア 乳幼児期の心身の発達と生活、親の役割と保育、子供を取り巻く社会環境、子育て支援について理解するとともに、乳幼児と適切に関わるための基礎的な技能を身に付けること。

イ 子供を生み育てることの意義について考えるとともに、子供の健やかな発達のために親や家族及び地域や社会の果たす役割の重要性について考察すること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ウ 内容のAの(3) (略)については、学校や地域の実態等に応じて、学校家庭クラブ活動などとの関連を図り、乳幼児 (略) との触れ合いや交流などの実践的な活動を取り入れるよう努めること。(略)

第2 家庭総合

2 内容

A 人の一生と家族・家庭及び福祉

(2) 青年期の自立と家族・家庭及び社会

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 生涯発達の視点から各ライフステージの特徴と課題について理解するとともに、青年期の課題である自立や男女の平等と協力、意思決定の重要性について理解を深めること。

(イ) 家族・家庭の機能と家族関係、家族・家庭と法律、家庭生活と福祉などについて理解するとともに、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わり、家族・家庭を取り巻く社会環境の変化や課題について理解を深めること。

イ 家庭や地域のよりよい生活を創造するために、自己の意思決定に基づき、責任をもって行動することや、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考察すること。

(3) 子供との関わりと保育・福祉

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 乳幼児期の心身の発達と生活、子供の遊びと文化、親の役割と保育、子育て支援について理解を深め、子供の発達に応じて適切に関わるための技能を身に付けること。

(イ) 子供を取り巻く社会環境の変化や課題及び子供の福祉について理解を深めること。

イ 子供を生み育てることの意義や、保育の重要性について考え、子供の健やかな発達を支えるために親や家族及び地域や社会の果たす役割の重要性を考察するとともに、子供との適切な関わり方を工夫すること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ウ 内容のAの(3)については、学校や地域の実態等に応じて、学校家庭クラブ活動などとの関連を図り、乳幼児、保育所及び認定こども園などの乳幼児、近隣の小学校の低学年の児童との触れ合いや交流の機会をもつよう努めること。(略)

7 児童館ガイドライン

(平成 30 年 10 月 1 日厚生労働省子ども家庭局通知) (抄)

5 子育て支援の実施

(3) 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組

- ① 子育てにおける乳幼児と保護者の体験を広げ、子どもへの愛情を再認識する機会になるとともに、中・高校生世代等の子どもを乳幼児の成長した姿と重ね合わせる機会となるよう取り組むこと。
- ② 中・高校生世代をはじめ、小学生も成長段階に応じて子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解することが期待できるため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進すること。
- ③ 実施に当たっては、乳幼児の権利と保護者の意向を尊重し、学校・家庭や母親クラブ等との連携を図りつつ行うこと。

8 地域少子化対策重点推進交付金について

地域少子化対策重点推進交付金

地域少子化対策重点推進事業

地方公共団体が行う以下の少子化対策の取組を支援

地域結婚支援重点推進事業 (補助率：2/3、3/4)

- (補助率3/4で支援するもの)
- ・自治体間連携を伴う取組に対する支援
 - ・AIを始めとするマッチングシステムの高度化
 - ・地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実
 - ・客観データ等に基づく地域課題の分析を踏まえた結婚支援推進モデル事業
 - ・若い世代向けの総合的なライフデザインセミナー

※この他の結婚支援事業は補助率2/3で支援



結婚支援コンシェルジュ事業 (補助率：3/4)

- 各都道府県に、専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援



結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 (補助率：1/2、2/3)

- (補助率2/3で支援するもの)
- ・自治体間連携を伴う取組に対する支援
 - ・地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成
 - ・男性の育児取得と家事・育児参画の促進
 - ・子育て家庭やごどもの触れ合い体験事業
 - ・ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究



※この他の機運醸成事業は補助率1/2で支援

結婚新生活支援事業 (補助率：1/2、2/3)

地方公共団体が行う結婚新生活支援事業(結婚に伴う新生活を経済的に支援(家賃、引越費用等を補助)する取組)を支援

【対象世帯】 夫婦ともに39歳以下
かつ世帯所得500万円未満

【対象経費】 婚姻に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、
住宅賃借費用、引越費用

都道府県主導型市町村連携コース (補助率：2/3)

都道府県が主導し、管内市区町村における取組の面的拡大を図りつつ、地域における切れ目ない結婚・子育て支援体制の構築を促進
【交付上限額】夫婦共に29歳以下 60万円
39歳以下(上記を除く) 30万円

一般コース (補助率：1/2)

【交付上限額】夫婦共に29歳以下 60万円
39歳以下(上記を除く) 30万円

